# 国土交通省告示第225号　第一項　第二号に基づく可燃物燃焼距離について

・室内に設置するストーブ等は、1秒間当たりの発熱量が18KW以下のものに限る。
NESTOR MARTIN IQ33 における最大出力は 10,320Kcal/h であり、
これを1秒間当たりの発熱量に換算すると 11.19KW となる。

・第三号　イ　に基づく可燃物燃焼部分

・壁付暖炉可燃物燃焼基準距離

$L_F = 1.20\sqrt{A_{op}}$　（暖炉開口部がガラス等の材料によって適切に覆われている場合）

$L_F$：壁付暖炉可燃物燃焼基準距離(cm)
$A_{op}$：暖炉開口部の面積(cm²)

とすると、NESTOR MARTIN IQ33 の暖炉開口部の面積は
縦43.4cm　横44.0cm　なので
$A_{op} = 43.4 \times 44.0 = 1909.6(cm^2)$

これより
$L_F = 1.20\sqrt{1909.6} = 52.4$ (cm)

暖炉開口部の各点から当該各点を含む平面に対して垂直方向に壁付暖炉可燃物燃焼基準距離だけ離れた各点を、壁付暖炉可燃物燃焼基準距離だけ移動したときにできる軌跡の範囲内、壁付暖炉可燃物燃焼部分の間柱及び下地を特定不燃材料とした場合　次の(1)及び(2)に上げる材料の組み合わせであること。

(1)　壁付暖炉可燃物燃焼部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げにあっては、特定不燃材であること。

(2)　(1)に揚げる部分以外の部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げにあっては、難燃材料等であること。

・第二号　ロ　に基づく

暖炉開口部から壁付暖炉可燃物燃焼距離内における壁及び天井の室内に面する部分に対する火熱の影響が有効に遮断されている場合の壁及び天井の室内に面する部分までの距離

遮熱板等：暖炉開口部から壁付暖炉可燃物燃焼部分の壁との間にあっては、
暖炉開口部との距離は27.5cm以上、
壁付暖炉可燃物燃焼部分の壁との距離は2.5cm以上とすること。
暖炉開口部から壁付暖炉可燃物燃焼部分の天井との間にあっては、
暖炉開口部との距離は42.5cm以上、
壁付暖炉可燃物燃焼部分の天井との距離は2.5cm以上とすること。

壁面：暖炉開口部と壁の室内に面する部分との距離は、
壁付暖炉可燃物燃焼基準距離の3分の2以上であること。
ただし、壁付暖炉可燃物燃焼基準距離の3分の2が30cm未満の場合は30cm以上とする。

壁面：暖炉開口部と天井の室内に面する部分との距離は、
壁付暖炉可燃物燃焼基準距離の2分の1以上であること。
ただし、壁付暖炉可燃物燃焼基準距離の2分の1が45cm未満の場合は45cm以上とする。

上記より、NESTOR MARTIN IQ33 の場合
壁面：$L_F \times 2/3 = 52.4 \times 2/3 = 33.93$ (cm)
天井面：$L_F \times 1/2 = 52.4/2 = 26.2$ (cm)
＊45cm未満であるため、45cm以上とする

**特定不燃材料**

平成12年建設省告示第1400号
(平成16年改正　国土交通省告示第1178号)
第一号から第八号、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する不燃材料

・コンクリート
・れんが
・陶磁器質タイル
・繊維強化セメント板
・厚さが3mm以上のガラス繊維混入セメント板
・厚さが5mm以上の繊維混入ケイ酸カルシウム板
・鉄鋼
・金属板
・モルタル
・しっくい
・石
・厚さが12mm以上のせっこうボード
(ボード用原紙の厚さが0.6mm以下のものに限る。)
・ロックウール
・グラスウール板

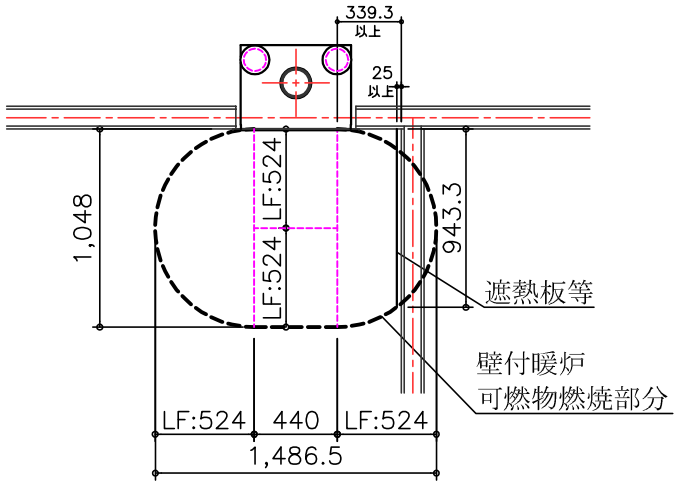


平面図

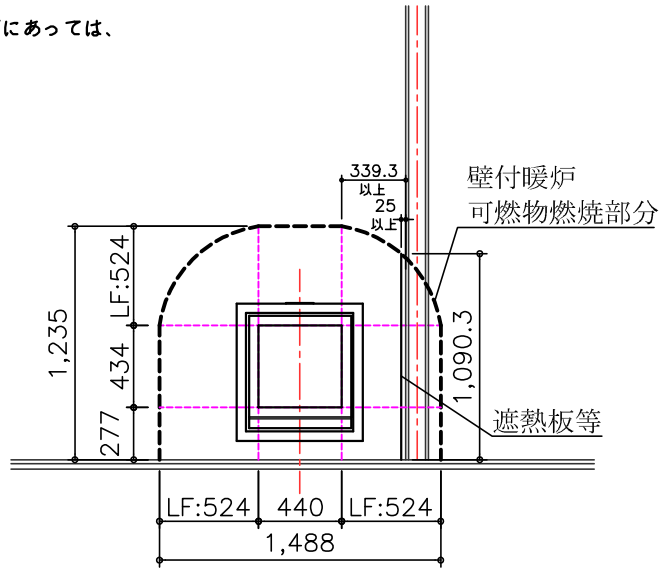


正面図

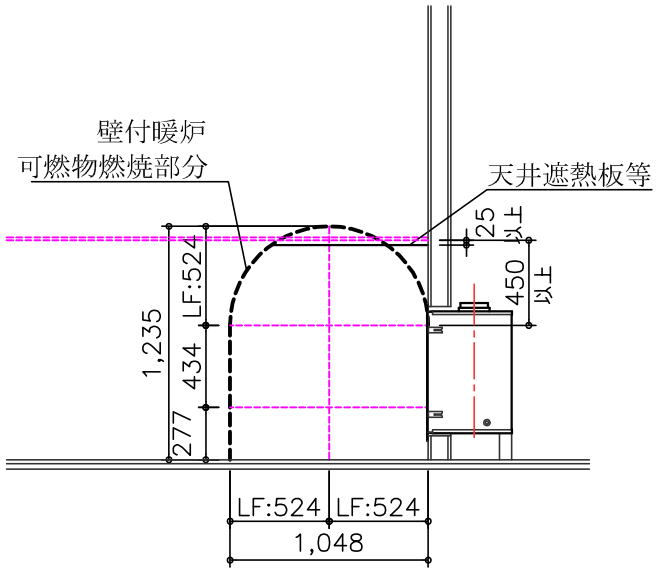


側面図

| 面積 | | 壁付暖炉可燃物燃焼基準距離 | | 遮熱板等設置時最小距離 cm | |
|---|---|---|---|---|---|
| 記号 | cm² | 記号 | cm | 壁面 | 33.93 |
| Aop | 1775.93 | LF | 52.40 | 天井面 | 45.00 |


株式会社　京阪エンジニアリング
〒601−8184 京都市南区上鳥羽南村山町29−1
Tel (075) 682−7177Fax(075)682−7180


| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 工事名 | 薪ストーブ工事 | 縮尺 | 1/40 | 検図 | | | 2023年7月28日 |
| 図面名 | IQ33 国土交通省２２５号に基づく ストーブ等可燃物燃焼距離概念図 | 検図 | | 設計 | | 制図 | 舟木 | 図番 | 1/1 |